

# 地域医療を支える専門医の地域偏在の解消について

【担当省庁】厚生労働省

地域偏在をなくすため、新専門医制度における研修プログラムの審査項目に都市部以外の地域で十分な期間の地域医療の経験を設けるよう働きかけるとともに、昨年10月に改正された医師法の趣旨も踏まえ、若手医師の配置についても地域の意見が十分に配慮される仕組みを構築していただきたい。

また、現在、国の医師需給分科会で、将来、都道府県毎の診療科別専攻医の定数を設定する等、診療科偏在の是正に向けた議論が行われているが、京都には、京都大学医学部、京都府立医科大学があり、府内の医師不足地域に留まらず、府域を越えた医師派遣により、地域医療を確保しているところ。これまでの地域の努力を損なうことがないよう、機械的に都道府県ごとの診療科別専攻医の定数を定めないようにしていきたい。

## 【現状・課題等】

■医療法及び医師法の一部改正により、新専門医制度における連携病院での研修について、地域医療に影響が出る恐れがある場合は、地域の意見に配慮することが法制化

・令和元年度から連携病院での研修が開始されるため、今後、新専門医制度開始前に比べて、医師配置状況に変化がないかを注視する必要がある。

■平成31年2月18日に開催された厚生労働省の第28回医師需給分科会において、都道府県ごとの診療科別専攻医（専門医資格取得のために一定年数（概ね3年）の専門研修プログラムに入り、研修期間中の医師）の定数設定などの更なる医師偏在対策を早急に検討することを加えることを議論

・新専門医制度開始後、京都府の専門研修における医師数は増加傾向にあるが、京都府では従来から大学病院を中心に京都府外の医療機関へ医師派遣を行い、派遣先の地域医療の確保に貢献してきている。そのため、機械的に都道府県ごとの診療科の定数を定めることは、府外へ派遣する医師も京都府の定数に含まれることになり、京都府の地域医療の確保に大きな支障を来す。

京都府 の担当課	健康福祉部 医療課(075-414-4716)
-------------	-------------------------

## 【国の事業等】

### ■新専門医制度（概要）

学会の専門医認定基準の統一性や専門医の質の向上等を図るため、平成30年度から第三者機関「日本専門医機構」が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に実施

	旧制度	→	新制度（平成30年度～）
専門医取得	—		基本領域のいずれかを習得（推奨）
認定主体	個別学会（学会独自）		日本専門医機構（第三者機関）
基本領域	18領域		19領域
サブスペシャリティ領域	各学会が独自に設定		29領域（現時点 <sup>※</sup> ） ※上記以外は今後検討・認定予定
研修施設	研修施設単位		基幹病院と連携病院により、 研修施設群を形成
研修要件	各学会が独自に設定		専門医の認定は、経験症例数等の 診療実績を重視

### ■専門医制度新整備指針（平成28年12月 日本専門医機構が策定）

▶ 機構は研修プログラムの決定に際し、各都道府県協議会（※）と事前協議

※ 厚生労働省が都道府県に設置要請した、専門医の研修に関して地域における研修プログラムの基幹病院、連携病院の構成に偏りがないかなどを検証する組織（京都府、京都府医師会、京都府病院協会、京都私立病院協会、京都府立医科大学等で構成）

### ■医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要（平成30年10月15日施行）

▶ 日本専門医機構等は、医師の研修に関する計画が医療提供体制に重大な影響を与える場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聴かなければならないとされた。

#### ○医師法（第16条の8第1項）

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

（第16条の8第3項）

**厚生労働大臣は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。**

（第16条の8第5項）

第1項の厚生労働省で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。